

住民協議の決定事項について



- ※1 出入口から直接斎場敷地内が見えないようにする。
- ※2 火葬炉の向きは東西並びとする。位置については、基本計画の配置図面より西または南に配置しないこと。
- ※3 敷地を、斎場北側道路より約1.5mかさ上げし、その上に約3mの土塁を設ける。さらにその土塁に、敷地内外からの視線の遮蔽のため常緑樹を植栽すること。※斎場建設基本計画(案)図11参照
- ※4 ロータリーから火葬棟への出入りは↔の向きとする。